

北九州市保護課と懇談(社保協) 「14日以内の要否決定」で前進

10月13日 小倉生健会も加盟している北九州社保協(北九州市社会保障推進協議会)と、北九州市生活保護課の懇談会が開催されました。

今回は、生活保護問題に絞って懇談が行われました(後日、介護についての懇談会も計画されています)。この中で、生活保護の申請権を侵害しないこと、住宅扶助費が北九州市は、全国の政令市の中や県内近郊でも、最も低いので改善をすること、分かりにくい保護決定・変更通知の改善などを要請しました。

懇談の中で、保護法で申請から14日以内に要否判定をしなければならないのに、18%程度しか守られていないことについて、保護課から「8月に改善のための通達を発行した」との回答がありました。

参加者から、福岡県と生健会の交渉で、



県は「葬祭扶助費の引き上げ」「共益費の支給」「70才に達すると保護費が下がることの激変緩和」「夏季加算の創設」を国に要望している。北九州市も県と一緒に国に要望してほしいとの声があがりました。



合同班会議は「終活」

10月7日、3ヶ月に一度の合同班会議を小倉南区で開き、多くの参加者で交流しました。会員の高瀬菜穂子県会

議員も参加して、挨拶をいただきました。昼食を囲んでの合同会議では、南区の吉田班から出されていた「私の要求」も披露されました。

高齢会員が多かったために、話は「終活(人生の終わりに向けて、前向きに準備すること)」に集中しました。「保護費からの葬祭費20万6千円で、どんな葬式ができるか」「葬儀場はどこが安いのか」「お坊さんは呼べるのか」「喪主はどうするのか」などなど、おおいに盛り上がりました。

次回は、1月13日(土)ですが、場所と時間は未定です。今から予定表に記入を。

小倉生健会

生活と健康を守る

一人はみんなのために、みんなは一人のために

<主な日程>
 11/27(月) 14時 生存権裁判 第10回口頭弁論 福岡 301 法定
 11/28(火) 13時半 年金裁判 第9回口頭弁論 福岡 301 法定
 1/13(土) 合同班会議 場所・時間未定

えっふーん 「下着は縫い直して使う。姉の葬儀に行けなかった」生活保護費引き下げで、一層苦しく

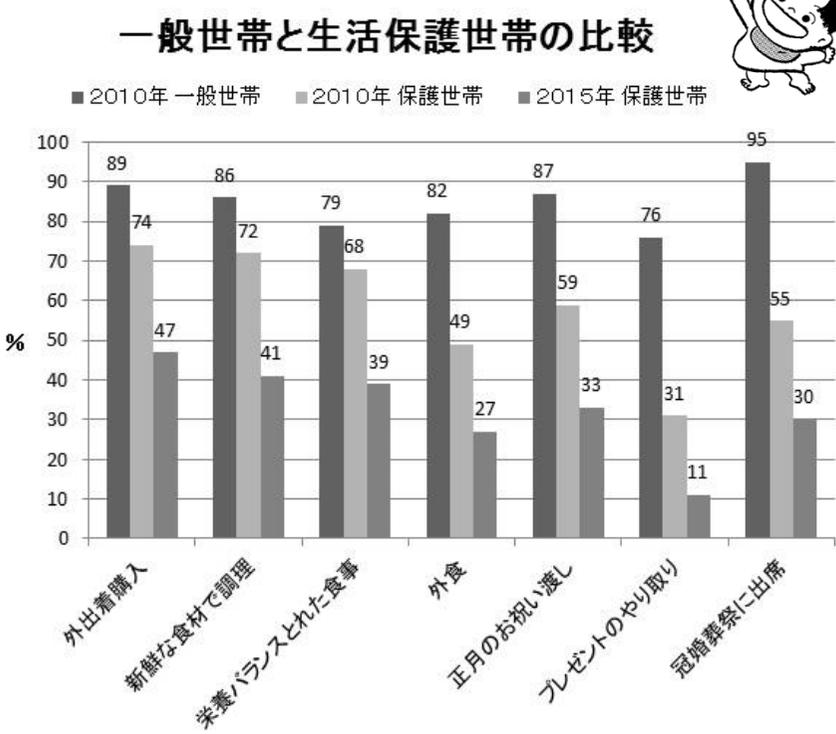
9月に行われた、生活保護費引き下げの取り消しを求める生存権裁判で、諸隈美波弁護士が行った意見陳述(詳細は裏面参照)は、生活保護受給者の深刻な生活実態を明らかにしました。

陳述書は、厚生労働省や日本福祉大学の山田壮史郎准教授などが行った、アンケートをもとに①一般世帯と生活保護世帯の比較。②生活保護費が3年連続引き下げられた前の2010年と、引き下げ後の2015年の生活保護世帯を比較(グラフ参照)・分析しています。

生活実態では「下着は縫い直して使う」「風呂にお湯をはるのは冬の間だけ。水は1週間交換しない」など、下着や入浴についても、生活の質の低下を嘆く声が見受けられました。

また、「姉の葬式に行けなかった。安い電報しか打てず、きちんと供養できなかった」「子どもに卒園式の服を買ってやれなくて、情けない思いをした」など、いずれも保護基準引

き下げがもたらした、深刻な生活保護者の実態が浮き彫りになりました。



知っていますか? 無料・低額診療制度

健和会の病院・診療所、済生会病院など。 歯科もあります

無料低額診療制度とは、低所得者などに病院が無料または低額な料金で診療を行う制度です。

医療費が無料か低額かの基準は病院ごとに決められていますが、1ヶ月の収入が生活保護基準のおおむね1.4

倍以下です。例えば、1.2倍以下は無料、1.4倍以下は半額という具合です。また、一定の収入があってローンの返済などで困窮しているケースでも利用できる場合もあります。

相談窓口は医療ソーシャルワーカー(MSW)が担当しているところが多く、他に利用できる制度なども紹介してくれます。ただし、調剤薬局などでは利用できないので投薬の範囲などは窓口によく確かめてください。

北九州市内では、健和会の各病院・診療所(歯科含む)や済生会病院・三萩野病院・新栄病院・済生会病院等が無料低額診療を実施しています。この制度は知らない人も多いので医療費に困っている方に知らせてあげてください。